

千葉市、千葉大学及びノボノルディスクファーマ株式会社の
肥満及び肥満症対策に関する連携協定書の特約

(趣旨)

第1条 千葉市、国立大学法人千葉大学(以下「千葉大学」という。)、及びノボノルディスクファーマ株式会社(以下「ノボ社」という。)は、2024年10月9日付「千葉市、千葉大学及びノボノルディスクファーマ株式会社の肥満及び肥満症対策に関する連携協定書」(以下「協定書」という。)に基づいて行う、第2条第1項第2号、第3号及び第4号に定める研究テーマに係るデータ提供およびデータ分析に関して、この特約(以下「本特約」という。)を締結する。

(適用関係)

第2条 千葉市、千葉大学及びノボ社は、協定書第2条第1項第2号、第3号及び第4号に定める研究に係るデータ提供およびデータ分析に関して、協定書と本特約の内容が矛盾抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとする。また、千葉大学及びノボ社は、協定書第2条第1項第2号、第3号及び第4号に定める研究に係る各共同研究契約(以下「各共同研究契約」という。)と本特約の内容が矛盾抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとする。なお、本特約で使用する文言の定義は、協定書に定めるものと同義とする。

(共同研究)

第3条 千葉大学とノボ社は、次の研究を相互に有する技術・知識を交換することにより共同で実施する。計画期間、主な研究テーマの分担、研究実施場所、共同研究参加者等の詳細については、別途「共同研究実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を作成するものとし、千葉市の承諾を得るものとする。千葉大学及びノボ社は、各共同研究契約を締結した場合は、当該契約内容を千葉市に報告するものとする。実施計画書の変更については、両者協議の上行うものとし、千葉市の承諾を得るものとする。千葉市、千葉大学及びノボ社は、各研究にあたっては、相互に各研究テーマが学術的意義のある、学術研究であることを確認し、実施及び協力するものとする。

(1)研究テーマ

「千葉市国民健康保険被保険者の肥満及びその関連疾患に関する実態調査」
「特定健康診査・特定保健指導における肥満症対策導入と効果検証」
「子どもの健康応援に関する取り組みと効果検証」

(2)共同研究実施主体

・千葉大学
・ノボ社

(3)研究協力

・千葉市

(4)研究実施場所

・千葉大学

(費用負担)

第4条 千葉大学とノボ社は、各共同研究契約に基づき、費用を負担する。ただし、分担の明らかな費用が生じた場合には、両者及び必要に応じて千葉市と協議を行うものとする。
2 前項において、千葉市の負担に係る費用が生じる場合には、当該費用については各年度の予算の成立をもって確定するものとする。

(権利の帰属)

第5条 各共同研究契約の内容にかかわらず、第3条の研究により生じた知的財産権(協定書第6条に規定する有効期間の満了後に生じたものを含む。)については、原則として千葉大学、ノボ社及び千葉市の共有とし、その持分については、別途三者協議のうえ決定するものとする。

(共同研究成果の公表等)

第6条 各共同研究契約の内容にかかわらず、千葉大学とノボ社は、共同研究実施期間中及び共同研究終了後において研究成果を公表する場合は、あらかじめ相手方と千葉市の同意を得ることとし、同意の範囲内において公表できるものとする。
2 各共同研究契約の内容にかかわらず、千葉大学とノボ社は、共同研究成果をもとにした事業を実施する場合には、千葉市を含めた三者協議を行うものとする。第3条の研究により生じた知的財産権を用いる場合にも、三者協議を行うものとする。

(外部機関の活用)

第7条 千葉大学は、本特約で規定するデータ分析を行うために外部機関を活用する必要がある場合は、あらかじめ千葉市の承認を得たうえで行うことができる。ただし、次の条件を満たした者に限る(千葉大学が独自に収集したデータを除く。)。なお、千葉大学は、本特約で規定するデータ分析においてノボ社に対して千葉市から提供を受ける個人情報、別途参加者から収集する個人情報その他共同研究に供する個人情報を一切開示又は提供しないものとする。
(1)個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者であること。
(2)「千葉市・千葉大学との共同研究におけるデータの取扱いについて」の遵守規定並びに「国立大学法人千葉大学情報安全管理規程」及び「国立大学法人千葉大学個人情報管理規程」の遵守規定を含む共同研究契約を締結していること。
(3)特定の個人が容易に識別され得る情報を含むデータは、千葉大学の外へ持ち出さないこと。
2 千葉大学は、前項の承認を受けた外部機関に千葉市から提供を受けた特定の個人が容易に識別され得る情報を含むデータを取り扱わせる際は、その作業内容を千葉市に示した上で承認を得ること。
3 本条の規定にかかわらず、千葉大学は、各共同研究契約に従って自らが参加者から収集する個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)並びにその他国内外の関連する法令及びガイドライン等を遵守し、かつ遵守させることを条件として、本特約で規定するデータ分析に必要な範囲においてノボ社の指定する The Behavioural Insights Team 及び Novo Nordisk A/S に対して、提供できるものとする。ただし、千葉大学が提供する当該情報には千葉市から提供を受ける個人情報を含まないものとする。

(秘密の保持)

第8条 千葉市、千葉大学及びノボ社は、実施計画書に記載された本共同研究参加者以外の者に、本協定に基づく連携・協力にあたり、相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨明示された情報(以下「秘密情報」という。)を、開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りでない。
(1)提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
(2)提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
(3)提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
(4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
(5)秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
(6)書面により事前に相手方の同意を得た情報
2 千葉市、千葉大学及びノボ社は、実施計画書に記載された共同研究参加者に、当該共同研究参加者がその所属を離れた後も含めて、秘密情報(前項ただし書に掲げるものを除く。)を開示・漏洩してはならない義務を負わせるとともに、当該共同研究の目的以外に使用させてはならないものとする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
3 前2項の規定は、本協定の有効期間満了の日以降も3年間継続するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
4 本条の規定にかかわらず、千葉市が提供する個人情報については、本協定が終了した後も開

- 示、漏洩してはならないものとする。
- 5 第1項の規定により提供または開示を受けた秘密情報については、共同研究の過程で作成した中間生成物も含め、本協定の有効期間満了日までに電磁的記録媒体から削除し、転写書類等は裁断するなど漏えい防止のための適切な処置を行うこととする。
- 6 第1項から第3項の規定にかかわらず、ノボ社は、日本製薬工業協会の定める「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を含むノボ社に適用される法令又はガイドラインの規定により千葉市が提供した個人情報を除き、必要な範囲において、秘密情報を開示できるものとする。

(倫理審査)

第9条 共同研究を実施する場合にはあらかじめ、千葉大学及びノボ社はそれぞれ倫理審査委員会等で、研究の重要性と研究方法の妥当性、調査対象者の人権の尊重その他の観点から慎重に審査が行われるものとする。

2024年10月9日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

神谷 俊一

千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号
国立大学法人千葉大学
学長 横手 幸太郎

横手 幸太郎

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
ノボ ノルディスク ファーマ株式会社
代表取締役社長 キャスパー ブッカ マイルヴァン

代表取締役社長